

沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業
「沖縄文化等コンテンツガイドブック」制作業務企画提案
公募型コンペ募集要綱

第1条 趣旨

この要綱は沖縄県から委託を受けた公益財団法人沖縄県産業振興公社(以下「公社」という)が実施する沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業の一環として「沖縄文化等コンテンツガイドブック」の制作に関わる業務について企画コンペを行なうための必要な事項を定める。

第2条 目的

沖縄県の文化を活用した、県内外、異分野、新技術との連携による魅力的なコンテンツの創造及び事業化を促進するため、沖縄の文化資源と県内コンテンツ関連事業者をリスト化した「沖縄文化等コンテンツガイドブック」を作成する。

第3条 企画業務の概要

- (1)業務名:「沖縄文化等コンテンツガイドブック」制作業務
- (2)契約期間:契約締結の日から平成30年2月28日(水)
- (3)業務内容:別添『企画提案仕様書』を参照
- (4)予算上限:3,400,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む)

第4条 連絡先

公益財団法人沖縄県産業振興公社
産業振興部産業振興課担当:仲田、島袋
〒901-0152沖縄県那覇市字小禄1831-1沖縄産業支援センター4階
TEL:098-859-6239 FAX:098-859-6233 E-mail:contents@okinawa-ric.or.jp

第5条 応募資格

企画提案の参加資格は、次の要件をすべて満たす企業又は団体とする。また、応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2)役員に次のいずれかに該当するものが含まれないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者(以下暴力団の構成員等と略記)

- (3) 暴力団の構成員等の統制下にある者でないこと。
- (4) 沖縄県内に本社、支社または営業所等を有すること。
- (5) 県内のコンテンツ関連(映像、ゲーム、エンタメ等)に関する知見を有し、かつ本業務の事業内容を的確に実施する能力を有すること。
- (6) 本業務を運営するにあたって、必要に応じて公社と速やかに連携を行うなど、業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (7) 共同企業体で応募する場合は、以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)～(5)の要件を満たすものであること。
 - ③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(6)の要件を満たすものであること。

第6条 手続き及びスケジュール

(1) スケジュール(予定)

平成29年10月31日(火)公募開始

// 11月7日(火)質問書締切 12:00

// 11月14日(火)応募申請書及び提案書等提出締切 12:00

// 11月16日(木)審査会(書類審査)

// 11月17日(金)審査結果通知

// 11月下旬 契約締結予定

(2) 応募に係る質問受け付け及び回答

質問受付期限:平成29年11月7日(火)12:00まで

※質問は様式(様式2)を原本持参又はE-mailでの受付とし、電話等その他の方法では受け付けない。

※メールタイトルは、「沖縄文化等コンテンツガイドブック」として送信すること

※質問回答:E-mailにて回答

※質問に対する回答については、応募のあった企業すべてに送る

(3) 提出書類の提出期限及び提出方法

提出期限:平成29年11月14日(火)12:00まで

提出方法:「第9条 応募書類等」に定める全ての書類を郵送(簡易書留)又は持参にて提出
〒901-0152 沖縄県那覇市字小祿1831-1 沖縄産業支援センター4階

公益財団法人沖縄県産業振興公社産業振興部産業振興課 コンテンツチーム宛

(4) 応募書類の審査及び結果の通知

「第8条 審査」にて定めるとおり。

(5) 契約について

- ① 審査会における審査の結果、優れた提案と評価された優先交渉権者と、公社が作成した別添『企画提案仕様書』及び提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った

場合、予算上限額の範囲内で契約を締結する。ただし委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位の者と協議のうえ契約するものとする。

② その他の要件

- (ア)業務終了時に、実際に使用しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額する
- (イ)委託料の支払いについては、原則、成果物提出後の実績払い(精算)とする
- (ウ)業務実施時にあたっては、公社と随時実施内容を協議しながら進めるものとする
- (エ)この要綱に定めのない事項については、公社との協議のうえ、決定する。

第7条 再委託

本事業を実施するにあたっては、公社の承認なくして、委託業務の全部または一部を第三者に委託(以下「再委託という」)してはならない。この場合の再委託者の資格についても、本要綱「第5条応募資格」の規定を準用するものとする。

第8条 審査

(1)応募書類の審査

審査会において、提出書類により審査を行う。尚、受託者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには一切応じない。

(2)審査日程

審査(書類審査):平成29年11月16日(木)(予定)

(3)選定基準

- ① 企画内容:企画内容は、別添『企画提案仕様書』の内容を網羅しているか。
- ② 構成:クリエイティビティを喚起する文化資源の情報が豊富にあり、コンテンツ事業者情報がわかりやすい内容になっているか。
- ③ 実施体制:実施内容を踏まえた実施体制・スケジュールとなっているか
(円滑な実施に不可欠な体制、運営能力を有するか)
- ④ 見積:見積額が予算の範囲内であり、かつ明瞭、適切であるか。
- ⑤ 実績:本業務と類似又は同規模の事業を実施した実績を有しているか。
- ⑥ 利便性:持ち運びしやすく、見やすく、利便性のいいものであるか。
(紙質は適しているか等)

(4)審査結果の通知

最終審査結果の通知については平成29年11月17日(金)(予定)までに通知するものとする

(5)審査対象除外

次の要件に該当する場合は、審査の対象から除外する。

- ① 見積金額が委託予算規模を超えている場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があったとき

- ③ 提出期限までに必要書類がそろわなかったとき
- ④ その他不正行為があったとき

第9条 応募書類等

応募に際し提出する書類は以下の通りとする。

(3)～(5) については、

会社名、個人名を記載しクリップ留めしたものを6部を提出すること

- (1) 企画参加申込書(様式1)
- (2) 質問書(様式2)
- (3) 会社概要(様式3-1)

コンソーシアム等、複数の企業により構成されている場合、構成企業すべての会社概要を提出すること。

※会社概要資料(パンフレット)等の添付は1部のみでよい。

- (4)実績書(様式3-2)
- (5)企画提案書

※様式は自由。A4版、片面刷りで(表紙・目次を除く)15ページ以内とする。

※別添『企画提案仕様書』の2.3「委託内容」の(1)①「掲載内容について」を踏まえ、構成案、作成方法、実施体制、スケジュールを提案すること。

第10条 その他留意事項

- (1)応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2)応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。ただし、公社が要求した場合はその限りではない。
- (3)成果物、本委託業務にて撮影した映像・写真等の著作権及び所有権は、公社に帰属する。
- (4)公社は受託者の承諾なしに、写真などを加工・編集できるものとする。
- (5)本委託業務にあたり、第三者の肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

第11条 免責事項

- (1)本業務の履行において事業者間で発生した問題に対し、公社は一切関与しない。